

令和4年度第11回

東京都私立学校審議会（第824回）

令和5年3月20日（月）

都庁第一本庁舎42階 北塔特別会議室A

午後3時7分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和4年度第11回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち14名でございます。開会定足数は11名でございますので、当審議会運営細則第6条によりまして、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局より説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます8件でございます。それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第50条第3項において準用する第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和5年3月20日付、東京都知事名。

記、1、大和幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について（中野区）外7件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、新たに諮問される案件8件の計10件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案第1号から議案第10号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人如意輪学園の寄附行為認可及び如意輪幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から調査結果につきまして説明願います。

○内野委員 それでは、議案第1号及び第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、西多摩郡瑞穂町所在の如意輪幼稚園の設置者を、宗教法人圓福寺から学校法人如意輪学園へ変更するものでございます。

去る3月2日、池田委員、私学部職員と私とで部会調査を実施いたしました。

如意輪幼稚園は、昭和30年の設置以来、68年以上の長きにわたり、地域に根差した幼稚園として数多くの園児を送り出してきました。

教育につきましては、仏教的情操教育に基づいた生命尊重の考え方に重きを置き、広い園庭のある充実した教育環境の中で、健やかな体と豊かな心を育むことを大切にしているとのこと。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果につきましては以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育と特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備について、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうとは存じます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明を申し上げます。

これは、西多摩郡瑞穂町所在の如意輪幼稚園の設置者を、宗教法人圓福寺から学校法人如意輪学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人如意輪学園の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第1号、学校法人如意輪学園設立要項をご覧ください。

名称は、学校法人如意輪学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項 2 及び 3 に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、如意輪幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または三親等以内の親族は 1 人も含まれておりません。監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は 1 人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項 7 から 9 に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第 2 号、如意輪幼稚園設置者変更要項をご覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項 1 から 3 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 5 年 4 月 3 日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人如意輪学園を設立するものでございます。

新設置者は学校法人如意輪学園、設立代表者は沖悟氏、園長も同じく沖悟氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項 8 に記載のとおりでございます。

また、要項 9 にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第 1 号及び第 2 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

初めに、幼稚園についての案件でございます。

議案第 3 号は、大和幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 3 号、大和幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更

認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称及び位置は、それぞれ要項 1 から 3 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

新設置者は市川文子氏、園長も同じく市川文子氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の12学級340名を7学級245名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項 9 に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第 3 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 4 号は、成増すみれ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 4 号、成増すみれ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、実員にあわせて、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人成増すみれ学園、園長は持橋信子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の8学級220名を4学級120名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第5号及び議案第6号は、学校法人東京緑ヶ丘学園の解散認可、緑ヶ丘幼稚園の廃止認可についてでございます。

事務局よりまとめて説明願います。

○議案担当者 議案第5号及び議案第6号は、それぞれ関連する議案ですので、一括してご説明申し上げます。

これらの案件は、平成16年7月1日に法人設立認可を受けた学校法人東京緑ヶ丘学園を解散するとともに、同法人の設置する緑ヶ丘幼稚園を廃止するものです。

初めに、学校法人東京緑ヶ丘学園の解散認可についてご説明いたします。

議案第5号をご覧ください。

学校法人の名称及び事務所の所在地は、要項1及び2に記載のとおりです。

解散の時期は、認可のあった日といたします。

解散事由は、寄附行為に定める理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項5に記載のとおり、理事長の西川宗佳氏、ほか理事5名です。

資産の処置については、要項6に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第51条第1項に基づき、学校法人自由学園に帰属させることといたします。

備考欄には、法人設立認可年月日等を記載しておりますので、御参照ください。

次に、緑ヶ丘幼稚園の廃止についてご説明いたします。

議案第6号をご覧ください。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、園児の減少により、運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人東京緑ヶ丘学園、園長は西川宗佳氏です。

園児の処置については、要項7に記載のとおり、令和3年度末をもって全員卒園、または転園しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、令和3年度末をもって全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、東久留米市に引き継ぎます。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、所有者において処置します。

備考欄には、園地、園舎の面積、収容定員等を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第5号及び第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号及び議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第7号から議案第9号は、幼稚園の廃止認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第7号、明昭幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項4に記載のとおり、本園は幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和5年4月1日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人関口学園、園長は関口宏氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍いたします。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号、高尾幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項 4 に記載のとおり、本園は幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和 5 年 4 月 1 日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人平成学園、園長は小山布由奈氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍いたします。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項 9、10、11 に記載のとおりでございます。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 9 号、多摩学院幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

廃止の理由でございますが、園児の減少に伴い、運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は学校法人菅生学園、園長は仲野三千代氏でございます。

園児の処置でございますが、令和 4 年度末をもって全員卒園する予定です。

教職員の処置でございますが、令和 4 年度末をもって退職、または法人内で配置転換予定です。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、要項 9、10、11 に記載のとおりでございます。

以上で議案第 9 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。7 から 9 ですね。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第 7 号から議案第 9 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。



次に、小中高校関係についての案件でございます。

議案第10号は、広域の通信制課程に係る聖パウロ学園高等学校の学則変更認可についてでございます。

事務局から説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第10号についてご説明いたします。

これは、学校法人聖パウロ学園が設置しております聖パウロ学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、高等学校通信教育規程の一部改正に伴い、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めます。

2点目として、協力校契約の解除に伴い、協力校を削除します。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和5年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1、学則比較対照表をご覧ください。

学則第5条第2項の協力校における定員を、「通信制課程普通科720名のうち各校5名」と記載します。こちらは文部科学省が定める高等学校通信教育規程の令和3年3月の一部改正に伴うものです。この一部改正において、いわゆるサテライト施設の位置づけが明確にされ、施設の適正な管理という観点から、協力校などの通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めることになりました。

次の変更点についてご説明いたします。

学則第5条の別表4につきまして、協力校6校を削除します。近年、通信教育活動を実施していない6校について、協力校契約を解除し、別表4から削除します。また、協力校の所在地を記載します。

変更点については以上です。

要項に戻りまして、備考欄には設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上、議案第10号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第10号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は4月17日(月曜日)を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

来年度、またよろしく申し上げます。ありがとうございました。

午後3時27分閉会